



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

知事ごあいさつ

最近の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や、グローバル化・高度情報化の進展等により大きく変化してきております。

これに伴い、県消費生活センターへの相談状況も、ここ数年、高齢者からの相談割合が高い水準で推移している一方で、インターネット関連のトラブルが多くみられるなど、その内容も多様化、複雑化しております。

このため、県では、消費者である県民の皆様が、安全・安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する相談体制の充実や、福島県消費者教育推進計画に基づく体系的な消費者教育の推進に取り組むとともに、成年年齢の引き下げを見据えた若年者に対する啓発や、高齢者の消費者被害を防ぐためのきめ細かな働き掛けを強化してまいります。

また、震災後は、県内外の消費者に本県の現状を正しく理解してもらう取組として、食と放射能に関する説明会を県内各地で開催しているほか、首都圏等の消費者を招いて生産者との交流を図る事業や、県内で活躍する農林水産関係者を講師として県外に派遣する事業を実施しております。

引き続き、県民の皆様の消費生活の安定・向上を図るため、消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄

なりすまし詐欺被害の認知状況

平成30年のなりすまし詐欺被害の認知状況は、被害件数が99件、被害総額は1億6,203万円でした。オレオレ詐欺の被害が増加しています。親族や警察官をかたり『今日中にお金が必要』や『口座が狙われている』、『クレジットカードを預かる』という電話は詐欺だと疑ってください。
(単位:件、万円)

	平成30年		平成29年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	99	14,691	103	19,869	-4	-5,178
オレオレ詐欺	43	6,132	36	7,908	7	-1,776
架空請求詐欺	42	6,673	51	10,270	-9	-3,597
その他 ※1	14	1,886	16	1,691	-2	195
キャッシュカードによる払出被害 ※2	(13)	1,512	(9)	1,240	(4)	272
実質的被害 ※3	99	16,203	103	21,109	-4	-4,906

※ 福島県警察本部生活安全企画課発表

※1 「その他」は、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、異性との交際あっせん、ギャンブル必勝情報提供等

※2 「キャッシュカードによる払出被害」は、キャッシュカード手交後における払出盗(窃盗)被害で、件数は内数、被害金額はATMから引出された金額の合計

※3 「実質的被害」の件数は「なりすまし詐欺」被害件数、被害金額は「なりすまし詐欺」被害金額と「キャッシュカードによる払出」被害金額の合計

全国銀行協会等を装い、改元を理由としてキャッシュカードの暗証番号等を記載させ、だまし取る手口の詐欺が全国で発生していますので、ご注意ください。

最近の相談事例

請求書



子どもが利用したオンラインゲームの高額請求

Q クレジットカード会社から身に覚えのない約15万円の請求がきました。確認すると、小学生の娘がスマートフォンのオンラインゲームで、有料とは思わずにアイテムを購入していました。支払いを免除できませんか。

A オンラインゲーム会社に未成年者契約であることを主張して取り消せる場合もありますが、利用者の年齢確認の手続きを経ていることなどを理由に取り消すことができない場合もあります。ゲームアプリは、親が利用規約をしっかりと把握し、遊び方や「課金が生じる場合は必ず親に相談する」など、ルールについて子どもとよく話し合っておくことが大切です。

便利なフリマアプリの注意点

Q 個人の持ち物を売買できるスマートフォン用のアプリで欲しい品物を見つけました。注意点は何かですか。

A これはフリマアプリと呼ばれ、スマートフォンで気軽に売買ができる一方、売り手・買い手双方にトラブルも発生しています。基本的には個人間取引であり、トラブルは当事者間で解決しなければなりません。取引相手のプロフィールや取引実績を見て信頼できる相手であるか確認し、不明な点は質問しましょう。利用規約をよく読み、ルールとマナーを守って利用することが大切です。



インターネットで見つけた高額収入を得る方法?

Q インターネットで「高額収入を得る方法をお教えします」という広告を見て、情報商材を購入しました。しかし、指示どおりに作業しても収入にならず、業者に電話をしても、繋がりません。騙されたのでしょうか。

A 情報商材とはインターネット等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。どのような情報が得られるのかは購入しないとわかりません。

また、開業資金、情報の更新料など、事前に説明のない費用がさらに請求される場合があります。広告に惑わされず、怪しいと思ったら連絡しないことが大切です。



不要品の回収 予想外の高額請求

Q 投げ込みチラシを入れていた業者から、「不用品を処分する」と電話で勧誘されました。チラシには「廃品回収5万円」とあり、依頼したところ、作業後になって30万円も請求され、支払ってしまいました。返金してもらえますか。

A 電話勧誘販売に当たるため、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

チラシの金額で契約できるとは限りません。事前に複数の業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討し、契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。また、無料回収と言いながら、回収時に料金を請求されるケースもあります。作業時には家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。

県庁職員をかたる電話にご注意ください

県庁の「安全課」「生活安全課」「安全対策課」等を名乗り、「通信販売会社などの外部機関に個人情報が出ています。削除するのに手続きをしてください。」という電話があったという相談が寄せられています。

これは県庁職員を装い、最終的にお金をだまし取る詐欺の手口だと考えられます。

県では、「安全課」や「生活安全課」、「安全対策課」などといった部署はなく、さらに個人情報を削除するなど電話を掛けることは行っておりません。



上記以外にも、警察や消費生活センターなどの公的機関をかたる可能性もありますので、注意しましょう。一度電話に出てしまうと切りにくいという方は、留守番電話機能を利用して、必要な電話にだけ電話をかけ直すという方法も効果的です。

困ったときは県消費生活センターへ ☎024-521-0999

【相談受付時間】月～金曜日 午前9時～午後6時30分（来所による相談は午後5時まで）
第4日曜日 午前9時～午後4時30分（電話相談のみ）

安全・安心な新生活をスタートしましょう

進学や就職などで新生活を始める方が多い、この季節。

消費者トラブルや事故を防ぐために下記のポイントに気をつけましょう。



●契約やローン（借金）

「今だけお得なキャンペーン」「必ずもうかる」といった言葉は要注意です。契約内容を十分に確認し、周りの人に相談しましょう。クレジットカードを利用する場合、借金をする場合は、本当に必要なお金か、きちんと返済できるのかなどをよく考えてください。

お金がないと断っても消費者金融で借金をさせられるなどして、強引に高額な契約を結ばせる悪質事業者もいます。友人や先輩からの誘いであっても鵜呑みにしないようにしましょう。

○取り扱い説明書

家電製品の使い方を誤ると発火や破裂などの事故につながる場合があります。使い慣れていない家電製品は取り扱い説明書をよく読み、正しい使い方を理解しましょう。

○部屋の設備の安全点検

賃貸住宅の扉や戸棚、照明などの据付家具や設備の不具合を放置していると、経年劣化による破損や落下が起こる可能性があります。不具合に気づいたら、貸主や管理会社へすぐ連絡しましょう。

○中古品の家電製品

中古の家電製品を購入した場合は経年劣化による事故を防ぐため、家電製品本体だけでなく、コードやACアダプター類などにもキズや破損がないか確認しましょう。製造年や保証の確認や、リコールの対象となっていないかの確認もしてください。

○家具の組み立て

一人で無理に組み立てようとするとケガをすることがあります。また、正しく組み立てないと使用しているうちに破損する場合もあるため、正しい手順で、ネジの締め付け不足や付け忘れのないよう組み立てるようにしましょう。

自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
電話予約制 〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

検索 福島県 自家消費野菜 放射能検査

野生の山菜等については、基準値を超える放射性物質が検出される場合がありますので、必ず放射能検査を実施し、安全を確認してから食べましょう。

出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。無料で講師を派遣しますので、ぜひご利用ください!

●福島県消費生活センター

- 【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
- 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 【講師】県消費生活センター消費生活相談員など
- 【申込先】県消費生活センター（消費生活課） 電話 024-521-7736
(最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。)

●福島県金融広報委員会

- 【テーマ】金融、生活設計、金銭教育、消費者問題など
- 【派遣先】各種学習会、大学等
- 【講師】金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 【申込先】福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】

【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。
相談の日時や方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 県消費生活センター 024-521-0999
県中地方振興局 024-935-1295
県南地方振興局 0248-23-1548
会津地方振興局 0242-29-5295

